

# 静岡市報

No.50

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

## 目次

条 例	
静岡市副市長定数条例の一部を改正する条例	1
規 則	
静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則	2
平成19年度第2回静岡市営静岡競輪及び平成19年度第6回静岡市営静岡競輪の開催に伴う静岡市会計規則等の特例に関する規則	3
静岡市副市長事務分担規則	4
市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則	5
訓 令	
静岡市指定管理者選定委員会規程の一部改正	6
静岡市公文書管理規程の一部改正	6
静岡市建設業者等選定委員会規程の一部改正	7
静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正	7
静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程の一部改正	8
静岡市物品調達業者選定委員会規程の一部改正	9
静岡市生涯学習推進本部設置規程の一部改正	9
静岡市事務事業危機管理本部設置規程の一部改正	10
静岡市表彰審査委員会規程の一部改正	11
消防本部訓令	
静岡市消防防災局消防部車両管理規程の一部改正	11
告 示	
歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	12
静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱	15
地方税の収納の事務の委託	16
静岡市母子保健法施行細則に規定する徴収基準	17
静岡市土地利用委員会要綱の一部改正	20

### < 本号に登載された条例のあらまし >

静岡市副市長定数条例の一部を改正する条例（平成19年静岡市条例第16号）

- 1 副市長の定数を、1人から2人に変更することとした。（本則関係）
- 2 この条例は、平成19年5月2日から施行することとした。

## 条 例

静岡市副市長定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年5月2日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 静岡市条例第52号

静岡市副市長定数条例の一部を改正する条例

静岡市副市長定数条例（平成19年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「1人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**規 則**

## 静岡市規則第54号

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年5月2日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第22条第5項中「専任で」を削る。

第47条第6項及び第55条第3項中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

第56条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 独占禁止法第66条第4項の規定により同法に違反する行為があった旨を明らかにする審決を受け、当該審決が確定したとき。

第56条第1項第3号中「第10章」を「第11章」に改める。

第61条第3項中の「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第8号、様式第9号から様式第12号まで、様式第14号、様式第17号から様式第21号まで及び様式第24号中「発注者 静岡市長 様」を「(あて先)発注者 静岡市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 静岡市規則第55号

平成19年度第2回静岡市営静岡競輪及び平成19年度第6回静岡市営静岡競輪の開催に伴う静岡市会計規則等の特例に関する規則をここに制定する。

平成19年5月2日

静岡市長 小 嶋 善 吉

平成19年度第2回静岡市営静岡競輪及び平成19年度第6回静岡市営静岡競輪の開催に伴う静岡市会計規則等の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成19年度第2回静岡市営静岡競輪及び平成19年度第6回静岡市営静岡競輪の開催に伴う財務事務の取扱いについて、静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号。以下「会計規則」という。)静岡市予算規則(平成15年静岡市規則第46号)及び静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 平成19年度第2回静岡市営静岡競輪 平成19年5月4日から同月7日までの予定で開催される平成19年度第2回静岡市営静岡競輪をいう。
- (2) 平成19年度第6回静岡市営静岡競輪 平成19年9月1日から同月3日までの予定で開催される平成19年度第6回静岡市営静岡競輪をいう。
- (3) 臨時場外 平成19年度第2回静岡市営静岡競輪及び平成19年度第6回静岡市営静岡競輪の開催に当たり、市が自転車競技法(昭和23年法律第209号)第4条の規定により設置する臨時場外車券売場をいう。

(資金前渡の範囲の特例)

第3条 会計規則第75条に定めるもののほか、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第17号に規定する規則で定める経費は、臨時場外の運営に要する経費で、当該臨時場外の設置場所において支払をするものとする。

(契約書の省略の特例)

第4条 前条の規定により資金前渡することができる経費に係る契約を随意契約の方法に

より行うときは、静岡市契約規則第33条第1項及び第34条の規定（委託事務及びこれに類するものに係る契約にあつては、これらの規定のほか静岡市予算規則第25条第3項の規定）にかかわらず、契約書の作成を省略し、及び請書その他これに準ずる書面を提出させないことができる。

（前渡資金受払簿の省略）

第5条 第3条の規定により資金前渡された経費について当該前渡資金の収支が明らかである場合には、会計規則第78条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する前渡資金受払簿を省略することができる。

2 前項の規定により前渡資金受払簿を省略する場合には、前渡資金管理者は当該前渡資金の収支を明らかにする明細その他これに準ずる書面を作成しなければならない。

（前渡資金の精算の特例）

第6条 第3条の規定により資金前渡された経費の精算については、会計規則第79条第1項第2号に規定する期間にかかわらず、これを行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第56号

静岡市副市長事務分担規則をここに制定する。

平成19年5月2日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市副市長事務分担規則

（趣旨）

第1条 この規則は、副市長の事務分担について必要な事項を定めるものとする。

（分担事務）

第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

副市長	分担事務
松村英俊	総務局、財政局、生活文化局、保健福祉子ども局、病院局、区役所、会計室及び企業局に関する事務並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき教育長等に補助執行させている事務
福本俊明	環境局、経済局、都市局、建設局及び消防防災局に関する事務

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特に副市長を指定して事務を担当させることができる。

（重要な事項の合議）

第 3 条 前条の規定により一の副市長が分担することとなる事務のうち議会に付議する事項その他重要な事項については、他の副市長に合議をするものとする。

（事故があるときの処理）

第 4 条 副市長に事故があるときは、当該副市長の分担事務は、他の副市長が処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第57号

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則をここに制定する。

平成19年 5 月 2 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。

（ 1 ）副市長 松村英俊

（ 2 ）副市長 福本俊明

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

静岡市訓令第21号

静岡市企業局管理規程第20号

静岡市教育委員会訓令第10号

各局及び各区役所

企業局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市指定管理者選定委員会規程（平成16年静岡市訓令第25号、平成16年静岡市企業局管理規程第16号、平成16年静岡市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成19年 5 月 2 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市公営企業管理者

森 竹 武 人

静岡市教育委員会

委員長 後 藤 康 雄

第 3 条 第 2 項 中 「副市長」を「総務局に関する事務を担当する副市長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第22号

各局

静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 5 月 2 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第16条第 1 項第 3 号中「市長の決裁を受けるために回議する場合を含む」を「次号に掲げる場合を除く」に改め、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（ 4 ）市長の決裁を受けるために副市長に回議する場合において、静岡市副市長事務分担

規則(平成19年静岡市規則第56号)第3条の規定により他の副市長に合議するときは、所管の副市長の回議を経て、他の副市長に合議するものとする。この場合において、所管の部長等、局長等又は副市長の回議については、前3号の手続を経なければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第23号

静岡市企業局管理規程第21号

各局

企業局

静岡市建設業者等選定委員会規程(平成15年静岡市訓令第28号、平成15年静岡市企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

平成19年5月2日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人

第3条第2項中「副市長」を「委員会に関する事務を担当する副市長」に改め、「、経済局長」を削り、「、建設局長及び企業局次長」を「及び建設局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第24号

静岡市企業局管理規程第22号

静岡市教育委員会訓令第11号

各局

企業局

教育委員会事務局

静岡市委託業務等業者選定委員会規程(平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正す

る。

平成19年 5 月 2 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人

静岡市教育委員会委員長 後 藤 康 雄

第 4 条第 2 項中「副市長」を「財政局に関する事務を担当する副市長」に改め、「、都市局長、建設局長」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第25号

静岡市企業局管理規程第23号

静岡市教育委員会訓令第12号

各局

企業局

教育委員会事務局

静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

平成19年 5 月 2 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人

静岡市教育委員会委員長 後 藤 康 雄

第 3 条第 2 項中「副市長」を「財政局に関する事務を担当する副市長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



静岡市訓令第26号

静岡市企業局管理規程第24号

静岡市教育委員会訓令第13号

各局

企業局

教育委員会事務局

静岡市物品調達業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第30号、平成15年静岡市企業局管理規程第5号、平成15年静岡市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成19年5月2日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人

静岡市教育委員会委員長 後 藤 康 雄

第3条第2項中「副市長」を「財政局に関する事務を担当する副市長」に改め、「、都市局長、建設局長」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第27号

各局

静岡市生涯学習推進本部設置規程（平成16年静岡市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

平成19年5月2日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第3条第2項中「副市長」を「生活文化局に関する事務を担当する副市長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 静岡市訓令第28号

各局及び各区役所  
消防防災局及び各消防署  
企業局  
教育委員会事務局及び教育機関  
選挙管理委員会事務局  
葵区選挙管理委員会事務局  
駿河区選挙管理委員会事務局  
清水区選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査委員事務局  
農業委員会事務局  
市議会事務局

静岡市事務事業危機管理本部設置規程（平成17年訓令第35号）の一部を次のように改正する。

平成19年 5 月 2 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第 1 条中「市の事務事業の実施」を「市が実施する事務事業」に改め、「火災、自然災害等であって消防防災局の所管に係るものを除く。」を削る。

第 3 条第 1 項中「副本部長」を「副本部長 2 人」に改め、同条第 3 項中「局長、区長及び本部長が指名するその他の職員」を「総務局長及び総務局調整室長」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 本部長は、必要があると認めるときは、教育長、公営企業管理者、局長（総務局長を除く。）、区長、会計管理者若しくは市の独立機関の事務局の長（以下これらを「局長等」という。）又は教育次長若しくは企業局次長その他の当該事故等に対する危機管理に必要な職員を本部員に加えることができる。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

第 5 条第 1 項中「及び区」を「、区、会計室及び市の独立機関の事務局」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 危機管理統括責任者は、調整室を置く局にあっては調整室長を、調整室を置かない局、区及び会計室並びに市の独立機関の事務局にあっては当該局長等が指名する職員をもって充てる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第 29 号

各局

静岡市表彰審査委員会規程(平成 16 年静岡市訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

平成 19 年 5 月 2 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第 2 条第 2 項中「副市長」を「総務局に関する事務を担当する副市長」に、「総務局長」を「他の副市長、総務局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第 8 号

消防防災局

各消防署

静岡市消防防災局消防部車両管理規程(平成 17 年静岡市消防本部訓令第 25 号)の一部を次のように改正する。

平成 19 年 5 月 1 日

静岡市消防長 岡 村 一 博

第17条中「所属長」を「車両管理者」に改める。

様式第 2 号中及び様式第 3 号中「印」を削る。

「  
 (車両管理者)  
 配置換え前 所 属  
 氏 名  
 授 所属長 印 を  
 受 所属長 印 (車両管理者) に、  
 配置換え後 所 属  
 氏 名  
 」

「変更前署所名」を「配置換え前署所名」に、「変更後署所名」を「配置換え後署所名」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**告 示**

静岡市告示第185号

地方自治法施行令第158条第 1 項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 4 月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

表中

静岡中央子育て支援センター一時保育室使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会長	を
静岡市立竜南保育園の一時保育に係る保育料の徴収事務	社会福祉法人あゆみ福社会理事長	
静岡市立北沼上保育園の一時保育に係る保育料の徴収事務	社会福祉法人静岡市厚生事業協会理事長	

桜の園施設入所・短期入所及びデイサービス使用料の徴収事務	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 静岡県済生会業務担当理事	」
静岡中央子育て支援センター一時保育室使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 会長	」
静岡市桜の園使用料の徴収事務	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 静岡県済生会業務担当理事	に、
わらしな学園施設入所及び短期入所使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市厚生事業協会 理事長	を
静岡市わらしな学園使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市厚生事業協会 理事長	に、
生活衛生営業許認可申請等手数料、医務関係許可申請等手数料及び薬務関係許可申請等手数料の徴収事務	静岡市食品衛生協会会長	」
食品衛生営業許可申請等手数料の徴収事務	静岡市食品衛生協会会長	」
狂犬病予防等手数料の徴収事務	静岡市獣医師会会長	」
狂犬病予防等手数料の徴収事務	株式会社シーアンドエイ チ代表取締役	を
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社美術館前動物病院 代表取締役	」
狂犬病予防等手数料の徴収事務	静岡県獣医師会清水支部 支部長	」

狂犬病予防等手数料の徴収事務	静岡市獣医師会会長	に、
狂犬病予防等手数料の徴収事務	株式会社シーアンドエイ チ代表取締役	
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社美術館前動物病 院代表取締役	

簡易水道使用料の検針事務	簡易水道給水区域ごとの 検針員	を
登呂博物館使用料の徴収事務	財団法人静岡市文化振興 財団理事長	

簡易水道使用料の検針事務	簡易水道給水区域ごとの 検針員	に、
--------------	--------------------	----

静岡市障害者歯科保健センター使用料及びその他証 明閲覧手数料の徴収事務	株式会社医業総合企画代 表取締役	を
--	---------------------	---

静岡市障害者歯科保健センター使用料及び手数料の 徴収事務	株式会社ニチイ学館代表 取締役	に
---------------------------------	--------------------	---

改め、同表に次のように加える。

静岡市賤機都市山村交流センター使用料の徴収事務	賤機都市山村交流セン ター運営委員会委員長
-------------------------	--------------------------

附 則

この告示は、平成19年4月1日から適用する。

## 静岡市告示第205号

静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱を次のように定める。

平成19年 4 月20日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱

## ( 設 置 )

第 1 条 静岡市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の 2 第 1 項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を設置する。

## ( 協 議 会 の 名 称 )

第 2 条 前条に規定する要保護児童対策地域協議会の名称は、静岡市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）とする。

## ( 所 掌 事 務 )

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- ( 1 ) 法第25条の 2 第 2 項に規定する情報の交換及び協議
- ( 2 ) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

## ( 要 保 護 児 童 対 策 調 整 機 関 )

第 4 条 法第25条の 2 第 4 項に規定する要保護児童対策調整機関は、静岡市（保健福祉子ども局子ども青少年部子ども青少年相談センター）とする。

## ( 協 議 会 を 構 成 す る 関 係 機 関 等 )

第 5 条 法第25条の 2 第 1 項に規定する関係機関等の名称及び当該機関等の法第25条の 5 各号のいずれに該当するかの別は、別表に掲げるとおりとする。

## ( 協 議 会 の 組 織 及 び 運 営 )

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第25条の 4 の規定に基づき協議会が定める。

## 附 則

この告示は、平成19年 5 月 1 日から施行する。

## 別表（第 5 条関係）

- 1 法第25条の 5 第 1 号に規定する国又は地方公共団体の機関

静岡地方法務局、静岡保護観察所、静岡少年鑑別所、静岡県警察本部生活安全部少

年サポートセンター、静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署、蒲原警察署、静岡市（総務局企画部男女共同参画課、保健福祉子ども局子ども青少年部子育て支援課、保健福祉子ども局子ども青少年部青少年育成課、保健福祉子ども局子ども青少年部保育課、保健福祉子ども局子ども青少年部子ども青少年相談センター及び保健福祉子ども局保健衛生部健康づくり推進課）静岡市葵福祉事務所（社会福祉課及び保育児童課）静岡市駿河福祉事務所（社会福祉課及び保育児童課）静岡市清水福祉事務所（社会福祉課及び保育児童課）静岡市保健所（精神保健福祉課）静岡市児童相談所及び静岡市教育委員会（学校教育課）

2 法第25条の5第2号に規定する法人

社会福祉法人静岡ホーム、社会福祉法人エミリー、社団法人静岡市静岡医師会、社団法人静岡市清水医師会、社団法人静岡県弁護士会静岡支部及び社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

3 法第25条の5第3号に規定する者

1 及び 2 に掲げるもののほか、要保護児童の適切な保護を図るために市長が指定する者

静岡市告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第158条の2第1項の規定により、地方税の収納の事務を次のように私人に委託する。

平成19年4月23日

静岡市長 小 嶋 善 吉

委託する業務	委託を受ける者
軽自動車税の収納事務	地銀ネットワークサービス株式会社代表取締役社長
	株式会社セブン・イレブン・ジャパン代表取締役
	株式会社ローソン代表取締役
	株式会社ファミリーマート代表取締役社長
	株式会社サークルKサンクス代表取締役
	株式会社デイリーヤマザキ代表取締役社長
	ミニストップ株式会社代表取締役社長



株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン代表取締役社長
株式会社ポプラ代表取締役社長
株式会社ホットスパコンピニエンスネットワークス代表取締役
株式会社スリーエフ代表取締役
株式会社セーブオン代表取締役
株式会社ココストア代表取締役
国分グローサースチェーン株式会社代表取締役
株式会社セイコーマート代表取締役

## 附 則

この告示は、平成19年4月1日から適用する。

## 静岡市告示第217号

静岡市母子保健法施行細則(平成15年静岡市規則第133号)第18条第2項に規定する徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年4月27日

静岡市長 小 嶋 善 吉

## 1 養育医療

階層 区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準 (月額)	加算基準 (月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市長村民税非課税世帯	2,600円	260円
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市長村民税の課税世帯であって、その市長	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	540円
C 2	村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯		
		所得割の額のある世帯	790円

D 1	A 階層及び B 階層を除き前 年分の所得税課税世帯で あって、その所得税の額の 区分が次の区分に該当する 世帯	30,000円以下	10,800円	1,080円
D 2		30,001円から 80,000円まで	16,200円	1,620円
D 3		80,001円から 140,000円まで	22,400円	2,240円
D 4		140,001円から 280,000円まで	34,800円	3,480円
D 5		280,001円から 500,000円まで	49,400円	4,940円
D 6		500,001円から 800,000円まで	65,000円	6,500円
D 7		800,001円から 1,160,000円まで	82,400円	8,240円
D 8		1,160,001円から 1,650,000円まで	102,000円	10,200円
D 9		1,650,001円から 2,260,000円まで	123,400円	12,340円
D 10		2,260,001円から 3,000,000円まで	147,000円	14,700円
D 11		3,000,001円から 3,960,000円まで	172,500円	17,250円
D 12		3,960,001円から 5,030,000円まで	199,900円	19,990円
D 13		5,030,001円から 6,270,000円まで	229,400円	22,940円
D 14		6,270,001円以上	全額	左の徴収基 準月額の 10%。ただ し、その額 が26,300円

				に満たない場合は 26,300円
備考				
<p>1 この表の C 1 階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C 2 階層における「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の 7 及び同法附則第 5 条第 3 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 この表の D 1 から D 14 までの階層における「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）租税特別措置法（昭和32年法律第26号）経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第 8 号）及び災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>（ 1 ）所得税法第92条第 1 項並びに第95条第 1 項、第 2 項及び第 3 項</p> <p>（ 2 ）租税特別措置法第41条第 1 項及び第 2 項並びに第41条の 2</p> <p>（ 3 ）租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p> <p>3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>4 徴収月額の特例</p> <p>（ 1 ）同一世帯から 2 人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（ 4（ 2 ）による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>（ 2 ）入院期間が、1 月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに次の算定式による日割計算によって決定する（ただし、D 14 階層を除く。）</p> <p style="padding-left: 40px;">基準月額 ×（その月の入院期間 / その月の実日数）</p> <p>（ 3 ）児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がいないと</p>				

きは、徴収月額の設定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。

6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律負担額を差し引いた残りの額をいう。

7 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをするものとする。

#### 附 則

この告示は、平成19年4月27日から施行する。

#### 静岡市告示第239号

静岡市土地利用委員会要綱(平成15年静岡市告示第18号)の一部を次のように改正する。

平成19年5月2日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第3条第1項中「副市長」を「都市局に関する事務を担当する副市長」に改める。

別表第1中「副市長」を「都市局に関する事務を担当する副市長」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。